

令和7年度版

可児市まちづくり活動助成事業募集要項

みんなの まちづくり活動を 応援します



申請受付期間・提出先

令和 7年 4月 2日(水)～4月 25日(金)

午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

可児市市民公益活動センター^{ミーツ}Meets

(可児市広見一丁目 5 番地 可児市総合会館2階) ※火曜休館



1. 趣旨

市民参加のまちづくりを推進し、市民によるまちづくりを進めることを目的に、市民のみなさんが、自発的かつ自律的に実施する営利を目的としない社会貢献活動に対して助成金を交付します。

2. 助成内容

① まちづくりスタート助成

これからまちづくり活動を始めようとしている団体が行う調査・研究活動に対して助成します。

＜助成額＞ 対象経費の全額を審査により決定(上限10万円)

＜助成回数の限度＞ ひとつの団体につき連続2回まで

② まちづくり活動助成

「みんなが楽しむ」ことから始まる、可児市を元気にするまちづくり活動に対して助成します。

＜助成額＞ 対象経費の2分の1以内を審査により決定
(千円未満切り捨て、上限20万円)

＜助成回数の限度＞ ひとつの事業につき通算3回まで

※ 交付指令日(5月下旬予定)から令和8年2月末までの間に実施する活動が対象です。

※ 一団体一事業の応募とします。また、まちづくり活動助成について過去に交付を受けた団体が再び別事業で申請する場合は、最後に交付を受けた年度から3年間あけなければなりません。

※ 名称の変更、法人化、団体の合併などによる新規団体については、構成員の過半数以上が同じであれば、実質的に同一団体とみなし、その団体の年数で判断します。

※ 予算の都合や審査の結果によって助成できない場合があります。

＜助成の対象となる経費について＞

助成の対象となる経費は、活動を行うのに必要な経費(講師謝礼、印刷費、会場使用料など)とします。ただし、食糧費や団体の経常経費(事務所借上に伴う家賃や光熱費など)は対象となりません。

詳しくは5ページをご覧ください。なお、活動の実施に伴い、入場料や寄附金などの収入により総収入額が総支出額を超えた場合は、その超えた額を助成金から控除します。

≪地区センターの使用料を減免します≫

まちづくり活動助成事業の対象となった活動団体が、市内の各地区センターを利用して、活動を行う場合には、利用料が減免されます。

3. 応募要件

応募できるのは、次の条件をすべて満たす団体です。

- 構成員が5人以上であること
- 可児市を中心として活動していること
- 会則、規約などを定めていること
- 政治・宗教・営利を活動の目的としていないこと

≪助成の対象となる活動≫

地域文化の再生・創造、地域の活性化、地域コミュニティの再生、地域の魅力発信、景観保全、地域の安心安全、国際交流の推進、青少年育成、子育て家庭・高齢者・障がい者への支援、男女共同参画、地域住民の健康増進など

※ 上記事例に限らず創意工夫のある公益的なまちづくり活動を対象とします。

≪助成の対象とならない活動≫

- 国、県または市から他の助成等を受けている活動
(苗木等の現物支給は他の助成等とはみなしません)
- 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する活動

4. 審査項目および助成の決定

助成の可否及び助成金額については、まちづくり活動助成審査委員会による下記の審査に基づき、市が決定します。

① まちづくりスタート助成（審査得点：15点満点）

下記の項目について、書類審査を行います。審査員全員の合計点数を審査員の人数で割った点数が7.5点以上であった場合に助成対象となります。

(1) テーマの具体度	調査、研究の具体度	5点
(2) 地域貢献の期待度	地域に貢献する活動へ発展する可能性	5点
(3) 市民ならではの発想	○ 行政や企業などが取り組みにくい分野であるなど、市民が自ら取り組むことの意味 ○ 可児市のアイデンティティの形成に資するなど可児市で行うことの意味 ○ 他にはない取り組みの新しさ	5点

② まちづくり活動助成（審査得点：30点満点）

下記の項目について、5月24日(土)に行われる企画発表会において、10分程度のプレゼンテーションをしていただき、審査を行います。審査員全員の合計点数を審査員の人数で割った点数が15点以上であった場合に助成対象となります。

(1) 公益性	○ 地域社会へ効果の広がりが期待できるなど多くの市民に還元される公益的な活動か ○ 市民が直面している課題解決への効果があるか ○ 市民だからこそできる社会貢献活動か	15点
(2) 自立性・継続性	○ 自助努力による資金確保に努めているか ○ 自立できることが期待できる活動であるか ○ 一過性ではなく持続的な発展と定着の可能性が高いか	5点
(3) 独創性	○ 創意工夫にあふれた活動か ○ 地域性を活かした個性豊かな活動か ○ 新しい視点やアイデアがあるか	5点
(4) 企画内容の熟度・実施体制	○ 企画内容および実施体制が十分検討されている提案(予算を含む)となっているか	5点

5. 実績報告

令和8年2月末日までに、所定の実績報告書を提出していただきます。また、まちづくり活動助成を受けた団体は、令和8年3月中旬に開催を予定している活動報告会において報告を行っていただきます。

なお、年度途中に進捗状況の報告をお願いする場合があります。

6. 助成金の交付

助成金は、原則として、実績報告書をいただいた後に交付します。ただし、必要と認められる場合は、前渡しができます。

また、助成金のうち2分の1に相当する額は、市が発行する地域通貨Kマネーで交付します。

7. 応募方法

所定の申請書に、必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記のとおり提出してください。

なお、提出をいただいた申請書は、原則、全て公表しますので予めご了承ください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

可児市ホームページアドレス <http://www.city.kani.lg.jp/>

申請書様式



お問い合わせ

可児市市民公益活動センターMeets^{ミーツ}（可児市広見一丁目5番地 総合会館2階）

（電 話） 0574-60-1222 （FAX） 0574-60-1250

（メール） knc@kani-npo.gr.jp

（開館時間） 午前9時30分～午後5時30分（毎週火曜日は休館日です）

対象経費の範囲

区 分	説 明	備 考
講師等謝礼 費用弁償	○講演会、研修会等の講師やイベント出演者への謝礼金、交通費、宿泊費 ○託児など有償ボランティアへの謝礼	○団体の構成員に対する謝礼金等は対象外
その他の 謝礼	必要な施設や機材の提供を無料で受けた場合の謝礼金または物品	
調査 研究費等	○調査、研究、研修のために要する交通費や宿泊費 ○研修に必要なとなる負担金(その内容により団体のレベルアップが図られるなど、研修の意義が認められる場合に限る)	○参加する予定の研修会の内容、負担金額等がわかる資料を添付すること ○市内の移動や、備品等の購入にかかる交通費は対象外
事務用品 消耗品等	活動に必要な最小限度の事務用品費	○参加者に配布する参加賞などの購入費は対象外
通信運搬費	活動に必要な最小限度の郵便料、運搬料	○電話料金、インターネット接続料金は対象外
保険料	イベント保険やボランティア保険等の保険料	
広告宣伝費	イベントの告知等に必要となるチラシの印刷費、広告掲載費用など	
委託料 工事費	○特殊な技術や設備等が必要であり、当該団体では実施が困難である作業等を委託する費用 ○土地、工作物等の造成、移転及び除却の工事等に要する経費	○委託、工事等の内容がわかる見積書または契約書を添付すること
施設使用料	会議、イベント等の開催や事前準備等で必要となる会場使用料	○練習やりハーサルに関する経費は対象外 ○地区センターを利用した活動は減免対象となります
機械賃借料	活動を行う上で必要となる機材、車両、重機等の賃借料	○団体の構成員の所有する機械等や、参加者の移動に伴う車の賃借料は対象外
原材料費	事業活動に必要なとなる原材料(石材、セメント、砂、木材など)	
備品費	見守り活動に係る会員に貸与する安全ジャケット	○左記以外は対象外

※事前に提出した予算書と異なる支出をする場合は、必ず事前に相談をしてください。
 ※事前相談がない場合は、対象経費として認められない場合があります。